

計画策定専門調査会（第13回）議事録

1 日 時 平成27年12月3日（木） 10:00～12:11

2 場 所 内閣府本府 3階 特別会議室

3 出席者

会長	鹿嶋 敬	一般財団法人女性労働協会会長
委員	岩田 喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	木村 光江	首都大学東京大学院教授
同	工藤 由貴子	横浜国立大学教授
同	五條 満義	東京農業大学准教授
同	鈴木 準	大和総研主席研究員
同	種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We 富山院長
同	天日 隆彦	読売新聞東京本社論説委員
同	西 希代子	慶應義塾大学大学院法務研究科准教授
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 第46回男女共同参画会議の報告
- (3) 第4次男女共同参画基本計画（案）について
- (4) その他
- (5) 閉会

5 配布資料

- ・資料1 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）
- ・資料2 第4次男女共同参画基本計画（案）
- ・資料3 第4次男女共同参画基本計画（概要）（案）
- ・資料4 第12回計画策定専門調査会 議事録（案）

6 参考資料

- ・参考資料1 第4次男女共同参画基本計画における「参考指標」(案)
- ・参考資料2 第4次男女共同参画基本計画 用語解説(案)
- ・参考資料3 岡本直美委員提出意見

7 議事録

○鹿嶋会長 おはようございます。

ただいまから第13回「男女共同参画会議計画策定専門調査会」を開催いたします。

本日は、12月1日の第46回男女共同参画会議について御報告した上で、同会議において内閣総理大臣になされました基本的な考え方の答申を踏まえまして、政府で検討中の第4次男女共同参画基本計画(案)、「参考指標」(案)及び用語解説(案)について委員の皆様から御意見をいただきます。

なお、本日の計画策定専門調査会で御議論いただいた内容を踏まえまして、所要の修正を行った上で、年内に4次計画を閣議決定することを目指すということです。

そういう意味では、今回の専門調査会が最後の計画策定専門調査会となる予定ですので、短い時間ではありますが、委員の皆さんからの忌憚のない御意見をよろしく願いいたします。

それでは、プレスのカメラ撮りの方はここまででお願いいたします。

(報道関係者退室)

○鹿嶋会長 では、初めに、事務局から資料の確認について説明をお願いします。

○伊藤調査課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日、資料といたしまして、資料番号が明記されていない冊子になっているものがございます。こちらは、先般12月1日に男女共同参画会議におきまして答申をいただきました「基本的な考え方」の冊子でございます。資料番号が抜けていますけれども、この冊子が資料1でございます。

資料2が、この基本的な考え方を踏まえまして政府で御用意させていただいております計画(案)ということでございます。

資料3は、その計画(案)の概要でございます。

資料4は、前回の専門調査会の議事録(案)でございます。

参考資料といたしまして、参考資料1が「参考指標」です。計画本体ではございませんけれども、フォローアップ等で参照していくための指標ということで、3次計画と同様の位置づけのものです。

参考資料2が3次計画の冊子にもつけてございます用語解説について、同じようなものとして今回準備をしているものでございます。

参考資料3といたしまして、本日欠席の岡本委員から資料が1枚出ております。

そのほか黄色いファイル、青いファイルに3次計画の本体等がつづってございますので、適宜御参照いただければと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に移ります。

まず、参画会議の報告ですが、今、事務局からの説明で資料の確認がありましたが、資料1とナンバーを振っていないのですけれども、この冊子のとおり決定して、外遊中で欠席ではありましたが、総理に答申いたしました。

私の方は計画策定専門調査会の会長として、第4次計画の概要について説明をしました。ポイントとして3つ上げました。

まず1つ目として、効果的な基本計画の推進を図るために、12の政策分野を大きく3つに体系化したと申し上げました。2つ目は、女性活躍推進のためには、男性の働き方、暮らしの見直しが欠かせないということで、計画全体の横断的視点として、男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍を政策の冒頭に位置づけたということ報告しました。

同時に、男性中心型労働の定義もお話ししました。長時間労働や転勤を当然とする男性正社員を前提とした働き方であって、その結果、既婚女性は家計補助的な非正規雇用の働き方をせざるを得なくなる。男性の家事・育児・介護等への参画も十分ではないということも申し上げました。女性の活躍を推進するためにも、長時間労働、固定的性別役割分担の解消が必要であるということも指摘しました。

3つ目ですが、女性の参画の拡大について話をしました。指導的地位に占める女性の割合を30%にするという目標の達成に向けて引き続きさらなる努力を行うと同時に、指導的地位へ成長していくための女性の人材プールを厚くする取組も推進していただきたいこと、またそのための目標設定もすべきであるということも計画の中でうたっていることも申し上げました。

以上のような内容を踏まえ、政府として具体的目標も盛り込んだ実効性のある計画を策定していただきたいということを申し上げました。女性活躍は、政府の最重要課題として主流化しているわけですが、同時に、その他の男女共同参画関連の課題も主流化して進めていただきたい。そしてぜひ男女共同参画社会の形成に向けて歩を進めていただきたいということを強調しました。

以上が参画会議で私が報告した概略です。

では本題に移ります。基本的な考え方、答申を踏まえ第4次男女共同参画基本計画、まだ現時点では案の段階ですが、それについての御確認をいただきたいと思います。

第4次計画（案）については、時間の都合上、3つに分けて議論したいと考えております。時間配分は、第1部「基本的な方針」、これが政策領域目標以外です。第2部、政策領域の「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」で約30分、次の政策領域の「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」で約20分、最後に政策領域「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた

基盤の整備」及び政策領域「IV 推進体制の整備・強化」及び政策領域目標で約40分と考えております。進行につきましては、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

では、4次計画（案）について、第1部「基本的な方針」及び第2部の1つ目の政策領域「I あらゆる分野における女性の活躍」の部分について、各分野の成果目標及び基本的な考え方、答申からの本文の主な変更点について、事務局から説明をお願いします。

○大隈推進課長 それでは、第4次男女共同参画基本計画（案）の第1部「基本的な方針」から説明をさせていただきます。

資料の1ページでございます。ここは1ページ目で男女共同参画社会を実現する意義などにつきまして記述したところでございます。

そして、1ページの最後で、これは先般答申をいただきました「基本的考え方」にも盛り込まれました4つの目指すべき社会を書き込ませていただきました。

2ページ「1 経緯」でございます。これは昨年10月、内閣総理大臣が男女共同参画会議に対して諮問をした以降の経緯を書かせていただいております。

「2 4次計画において改めて強調している視点」でございますが、これも答申いただきました「基本的考え方」の中で「策定方針」というのを書かせていただいておりますけれども、そこから引用してまとめて書いた部分でございます。

3ページは「3 構成」ということでございます。3ページに政策領域目標一覧というのがございますけれども、これは全体の数値目標の中から選んだものでございますので、まず全体を通して御説明した後に、最後にここの政策領域目標に戻って御説明をさせていただきたいと思っております。

早足で恐縮ですが、6ページ以降、第2部として「施策の基本的方向と具体的な取組」ということで書かせていただいておりますが、政策領域の1つ目「あらゆる分野における女性の活躍」ということで、まず第1分野の「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」の御説明をさせていただきたいと思っております。

この第1分野の6ページの〈基本的考え方〉につきましては、答申とほぼ同じような書きぶりとさせていただいているところでございます。

成果目標、7ページでございますけれども、ここは男性中心型の労働慣行を変革するという社会の進捗をはかる指標としまして、労働時間でありますとか、男性の育児休業取得率でありますとか、そういった成果目標とさせていただいております。

この中で、「男性の配偶者の出産直後の休暇取得率」でございますけれども、4次計画の案で初めて盛り込ませていただこうと思っております。これは3月の少子化社会対策大綱という閣議決定の中で盛り込まれたものをこちらにも盛り込ませていただいたところでございます。

第1分野につきましては、8ページ以降で詳細の施策を書かせていただいておりますけれども、計画ということで担当府省を明確にした上で書かせていただいておりますが、答申いただいた「基本的な考え方」からは特に大きな修正はないということで、先に進ませ

ていただきたいと思ひます。

続きまして、12ページ以降の第2分野でございます。「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」でございます。

ここも答申いただきました「基本的考え方」の違いとしましては、上から3つ目のパラグラフに、地方公共団体においても女性の管理職の割合が高まっているということ、国、民間だけと書いておりましたけれども、地方公共団体についても言及をいたしました。

13ページ以降、成果目標を立ててございます。これにつきましては、3次計画との比較などを含めまして御説明をさせていただきたいと思ひますが、一番上の検察官に占める女性の割合というのは、目標数値も高めたところでございます。また、国家公務員の採用の関係でございます。採用試験全体からの採用者、総合職試験からの採用者という採用につきまして2つの目標を立てているところでございます。

これにつきましては、毎年度30%以上ということで、3次のときには30%程度というものを30%以上とさせていただきました。

国家公務員の各役職に占める女性の割合でございますが、第2分野の12ページの「基本的な考え方」のところでも書いておりますし、答申でもいただいたところでございますが、この4次計画（案）の中では、将来、指導的地位に成長していく女性の人材プールを厚くしていくということ、を明らかにするために、本省の係長相当職という目標を初めて立てさせていただいたところでございます。ここにつきましては、平成32年度末までに30%ということで新たに目標を立てました。

それにあわせまして、3次計画では例えば地方機関課長・本省課長補佐相当以上というような形、本省課室長相当職以上というような形での目標の立て方でもございましたけれども、地方機関課長・本省課長補佐相当職、本省課室長相当職、指定職相当ということで、それぞれの役職段階ごとに目標を立てるということにしてございます。平成32年度末までの数字につきましては、12ページに書かれたとおりでございます。

国の審議会委員等に占める女性の割合ということでございますけれども、これは3次計画から同じ目標ということでございます。

地方公共団体の関係につきましては、この4次計画（案）では、3次に比べて少し厚めに盛り込もうと考えてございます。都道府県の地方公務員採用試験に関しましても、全体と、大学卒業程度ということで、2つの数値目標を新たに立てさせていただきました。現状を踏まえまして、40%という数値目標を立てているところでございます。

また、都道府県につきましても、先ほどの国家公務員と同じでございますけれども、本庁係長相当職、本庁課長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部本庁部局長・次長相当職という各役職段階ごとの目標を、13ページに掲げた数字でございますけれども、立てさせていただいているというところでございます。人材プールということで、係長相当職というものも立てています。

14ページでございますけれども、これまで3次計画では都道府県のみで立てておりました

たけれども、4次計画の案では市町村においても同様の目標を立てるということを考えてございます。また、地方警察官、消防吏員につきましても特出しして目標を定めるということで考えてございます。

地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合につきましては、30%ということで3次計画でそれぞれ立てておりましたけれども、都道府県については現状も踏まえてさらに上方修正するという事も考えております。

また、独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合、これも今回新たに立てさせていただければと考えております。

民間企業でございますけれども、これも3次計画では課長相当職以上という立て方でございましたけれども、国家公務員、地方公務員等も踏まえまして係長相当職、課長相当職、部長相当職という目標の設定をしております。

また、15ページにあります上場企業役員に占める女性の割合、起業家に占める女性の割合というのも新たに目標を設定させていただいたところでございます。

16ページ以降の具体的な施策、具体的な取組の記述でございますが、答申いただきました「基本的考え方」から大きく変更したところとしましては、17ページの司法分野のイの③でございます。裁判官につきましても女性活躍推進法の対象として事業主行動計画を策定いただくということになりましたので、その旨を記述しております。

18ページ、国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大ということで「基本的な考え方」のときから考え方の変更はございませんけれども、内閣人事局のほうで主体的に取り組まれております取組方針でありますとかその他の閣議決定などに文言などをそろえた修正をさせていただいているところでございます。

20ページ以降、地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大ということで、この部分につきましては、答申いただきました「基本的考え方」では女性の参画拡大等の取組を地方公共団体にも協力要請するという簡潔な書きぶりとしておりましたけれども、9つの項目を入れて書きぶりを厚くしたということが大きな変更点となっております。

26ページ以降の第3分野「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」でございます。

ここにつきましては、成果目標を27ページで掲げておりますけれども、3次計画からの違いといたしまして、25歳から44歳までの女性の就業率というものを3次計画では平成32年、73%というものを平成32年76%ということで3%目標値を引き上げております。

また、第2分野でも書きましたけれども、起業家に占める女性の割合を、新たに目標値として設定したところでございます。

3分野の内容につきましても答申いただきました「基本的な考え方」とほぼ同様でございますけれども、1点、36ページの4の⑤になりますけれども、厚生労働省のほうで非正規に関する計画の策定を検討しているということで、「正社員転換・待遇改善に関する計画を策定する」という一文を盛り込ませていただいたところでございます。

第3分野は以上でございます。

○池永総務課長 続きまして、第4分野です。38ページの基本的考え方につきましては答申とほぼ同様でございます。

39ページ、成果目標でございますが、まず自治会長に占める女性の割合、これは3次計画の目標値を達成できなかったということで、さらにそれを延長したというものでございます。

次の女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率。これはまさに推進法ができましたので新しいところでございますが、この推進計画自体は努力義務ということなのですが、これは男女平等参画基本計画の一部、それに連動した形で推進計画を策定することが想定されますので、これは後で推進体制のところでもまた御説明をいたしますけれども、男女共同参画基本計画の目標値が市区100%、町村70%となつてございますので、それに合わせ都道府県は100%としたものでございます。

家族経営協定の締結数。これも3次計画と同様でございますが、達成できなかったということでさらにそれを延長するというところでございます。

農業委員に占める女性の割合、また、農業協同組合の役員に占める女性の割合というところですが、これも3次計画では登用されていない組織数を0にするという目標を既に掲げられておりましたが、これが達成できていませんので4次計画でも同じく女性委員が登用されていない組織数を0にするというのを掲げております。

さらに、4次計画では農業委員に占める女性の割合。農業協同組合の役員に占める女性の割合というのを新たに追加しております。ここの目標の値は、最近の伸びを単純に伸ばしたよりは高めに、また、複数名女性を登用するといったような考え方に沿って目標を掲げたというものでございます。

本文の部分につきましては、答申に沿った形でございます。例えば41ページのイの⑥など、消費者安全法に関する改正の情報というものを記載したりしております。

第4分野は以上でございます。

○大隈推進課長 続きまして、第5分野、46ページ以降でございます。

47ページの成果目標でございますけれども、研究者の採用に占める女性の割合（自然科学系）につきましては、第5期科学技術基本計画で今後御議論の予定と聞いておりますけれども、そこと連携した数値目標を立てるということにしております。

日本学術会議の会員、また日本学術会議の連携会員、それぞれに占める女性の割合ですけれども、30%ということで引き上げをしたところでございます。

新たに大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合というのを立てさせていただきます。前年度以上という新たな成果目標でございます。

48ページ以降の具体的な取組につきましては、答申いただきました「基本的考え方」から特に大きな変更はございません。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今から意見をいただきますが、まず、3～5ページの政策領域目標、これについては最後にまとめて議論をしたいと思いますので、これを除いた意見を皆さんからいただきたいと思います。

参考資料1、参考資料2を見てください。これについて説明はしていませんが、政策分野ごとに関連のあるところで「参考指標」とか用語解説で何か気になるようなところがあれば指摘していただきたいと思います。

今、説明があった分野のところ、特に成果目標等々は今回初めて皆さんに提示しているわけですが、これらについての意見があればお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○鈴木委員 2点確認です。第1分野の成果目標として何がふさわしいのか非常に難しいと改めて思うわけですが、今回新しく入った出産直後の男性配偶者の休暇取得率ということですが、出産直後という言葉の定義を教えてください。出産直後すら休暇をとれないということだとすると非常に問題であり、この目標は重要な目標としてふさわしいと思うわけですが、実際的な面を考えますと、出産後あるいは育休後に妻が職場復帰するときに夫が休暇をとれるということがスムーズに女性が活躍する上で重要ではないかとも思います。この目標はこの目標で非常に重要ですので、定義の確認でございます。

第3分野の27ページにいろいろ成果目標がございますけれども、「参考指標」もあわせて見てみた場合に、就労について育児との両立ということについてはかなり問題意識があると思うのですが、介護との両立についてはどうなのでしょう。例えば総務省の就業構造基本調査では介護を理由とする離職者数が、厚労省の雇用均等基本調査では介護休業者の男女別の数が、社会生活基本調査では介護時間の男女別の数字が把握されています。いろいろな数字があろうかと思いますが、介護のところの目標について、政府内の御調整の中ではどんな議論がされたのか。一見したところ、育児との両立とのバランスで言えばもう少し介護との両立についても数値目標が何かあるといいと個人的には思うわけですが、その点を教えてくださいと思います。

○大隈推進課長 1点目の御指摘でございます。「配偶者の出産直後の休暇取得率」の定義ということでございます。これは3月に閣議決定されました少子化社会対策大綱と同じ考え方として引用しているものでございますけれども、「配偶者の出産後2カ月以内に半日又は1日以上のお休み（年次有給休暇、配偶者出産時等に係る特別休暇、育児休業等）を取得した男性の割合」ということでございます。

2つ目の御指摘でございました介護と仕事の両立についてということは、御指摘のとおり、特にここに入れているものではございませんけれども、御承知のとおり、介護離職ゼロを掲げて一億総活躍社会の実現のための各種施策が検討されているところでございまして、「介護離職ゼロに向け」という文言は第9分野の92ページでございまして、**「1男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」**の中の施策の基本的方向という一番上の四角にありますけれども、「介護離職ゼロ」という形での文言では書かせていただ

いているところでございます。

ちなみに、今、育児休業もそうですけれども、介護休業の取得をより促進できるような制度の見直しを厚生労働省で検討していますので、まずはそういう制度の見直しの議論を踏まえる必要があるということで、特に今回はそちらの9分野のほうに文言として書いたということで御理解いただければと思います。

○鹿嶋会長 どうですか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○鹿嶋会長 岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 まず、全体的なことをお尋ねしたいと思うのです。数値目標についてです。これは十分チャレンジングな数値目標になっているかどうかということの判断の材料がないのです。今の御説明の中で部分的に出てきたとは思いますが、数値目標を立てるに当たっての全体的な基本的な考え方というのを整理して述べていただきたいと思います。

今のお話の中では、例えば既に国が掲げている目標があって、それが到達していない場合にはそれをまた掲げるとか、理想的な姿を描いて、最初からそれを目標にしている。例えば労働時間についての労使の話合いというのは最初から100%ということ掲げたりしている。そういうものもあると思うのですが、全体を通じて実現可能性と挑戦性というのか、チャレンジ度合いというのか、それをどういうように評価していいのかというのがわからないので御説明いただきたいというのが一番大きな意見なのです。

私の数値のつくり方としては、基本的には過去のトレンドをそのまま伸ばすような数値目標ではつくることの意味がないと思います。ですから、例えば少なくとも過去の傾向を2倍にする。例えば過去1年に1%ずつ増加しているような指標があるとすると、それは政策的に1年に2倍伸ばすのだというような説明ができるととてもいいなど、それは全体を通じてなのですけれども、そういうような意見を持っているのですが、そうすると、例えば47ページの理系女子のところですが、前年度以上という、これは目標になっていないと思います。そういうように、これは一例なのですけれども、全体の数値目標についての策定の考え方をお聞きしたいというのが1点目です。

2点目は、関係する分野の参考資料のところについてですけれども、幾つか御意見を言わせていただきたいと思います。

まずは1ページ目の第2分野の政治のところですが、政党役員に占める女性は党派別に出ていて、これはいいと思うのですが、国会議員に占める割合もぜひ衆参ともに党派別に見たいと思います。地方議員も見たいところですが、地方議員は無党派というのが多いと思うのでなかなかそれで判断しづらいと思うのですが、国会議員については、衆議院、参議院とも党派別に「参考指標」をつくつていただきたいというのが1点目です。

4ページですが、第5分野の科学技術のところですが、研究者に占める女性の割合と書いてありますが、これは理系に限っているのでしょうか、文系も含めているのでしょうかというのがありまして、ぜひ理系と文系とに分けて書いていただきたいというのがありま

す。

最後に、本当にテクニカルなことなのですが、この基本計画、本体のほうの13ページの成果目標ですが、いきなり検察官というのがトップに出てきているので違和感がありますので、一般的な公務員全体の話をした後で検察官を置かれたらいいのではないかと思います。

以上です。

一番大きい意見は最初の点で、個々の指標を通じた全体の考え方、それをぜひ御説明いただきたいと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

○伊藤調査課長 それでは、ただいま御指摘いただいた点について、それぞれの個別分野ごとに事情もさまざまでございますので、目標の立て方もそれぞれの分野ごとになっています。例えば、既に各分野において計画があり、そこで位置づけられている数値目標等がございます。その部分については、それをしっかりやっていただくという意味でそのまま引いている部分も多くございます。

我々事務局で案を作るときの最初のベースは、そういったものはしっかり掲げるというところがまずスタートラインとしてあります。その上で、今回、基本的な考え方で打ち出させていただいた部分で、今までの計画に何も無いようなところについては、できるだけ取り込む、既存の統計ですとか、そういったことを洗いながら、あるいは、最近の取組で出てきているひとり親プロジェクトとかいろいろな取組もございましたので、そういった中で具体的なものとして数値が出ているようなものは何か掲げることができないか。

こういったことを全体として洗ったということでございますけれども、物によっていろいろ立て方というのは難しい面もございます。統計のとり方の制約というものもございません。したがって、確かにおっしゃるように傾向線を伸ばして2倍とか、統一的な考え方ができ得るものがあればそれはそれとしてあるのかもしれないけれども、それぞれの分野ごとにいろいろな事情の中で目標等が設定されている場合もございますので、そこはそれぞれの項目ごとにいろいろ考え方を整理して設定しているというものでございます。

したがって、個々のものについてこれでは甘いのではないかとかという御議論はあるかもしれませんが、我々もその中で最大限伸ばせるものは伸ばすように各省さんとも相談をしながら、今、この案を作成したというものでございます。

○岩田委員 御説明ありがとうございます。

ぜひ過去のトレンドを見ていただいて、それを伸ばしているだけというのは計画の目標ではないと思いますので、私は2倍以上にトレンドをあげていただきたいと思いますが、それは分野ごとで難易度が違うと思いますので、いずれにしろ、男女共同参画局が中心になって過去のトレンドを伸ばしているということでは決してないということを確認していただいて、どれだけトレンドが上がっているかどうかというのを見ていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 どうぞ。

○柿沼委員 少し確認もさせてもらいたいのですけれども、この数値目標というのを見ると、全体的には結構低いなという印象ですが、もう少し志高くしてもいいのではないかという気がいたします。そして、この1番の目玉が男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍というのが一番初めに来ておりまして、その分野では経済的な分野なのだと思うのですが、この指標に私が見落としているのでしたら教えていただきたいのですが、参考資料を見ますと、2ページのところには経済団体役員に占める女性の割合という一覧がありまして、どう見ても高いとは言えない数値が並んでおります。農業分野のものは39ページの農業協同組合の役員に占める女性の割合とか、農業委員に占める割合というのがありますが、この経済団体の中で女性がどのようにポジションを占めていただくかという数値目標はどこに入っているのか教えていただきたいというのがあります。

例えば14ページですけれども、市町村職員の各役職段階に占める女性の割合というのがありますが、市町村に行けば行くほど暮らしに密着した場所になりまして、女性の管理職がたくさんいていただいたほうがいいわけで、例えば本庁、部局長、次長相当職で10%程度という、10人ぐらいしかこの職が全部でないときに、たった1人というのは結構やりにくいのです。ですから、せいぜい20%程度に目標値として上げておいていただかないと、最初からまあいいかという感じになるかなというのがあります。それを思っただけで検討していただきたいというのがあります。

先ほど岩田委員から出ました「参考指標」のもう少しの分析なのですが、都道府県議員もどこかの党に属しております。市町村議員は大体無所属が多いですが、都道府県議員まで出ると思いますので、ぜひ分析をお願いしたいと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ほかはありますか。

では、五條委員からお願いします。

○五條委員 それでは、第4分野の農山漁村に関連するところについて、発言をさせていただきたいと思います。特に今回、成果目標として掲げられたものとの関連に絞って幾つか意見を申し上げたいと思います。

特に42ページのところになりますけれども、成果目標に明記されたにもかかわらず、一方で本文のところがやや前の基本的な考え方よりもトーンが落ちているところがあります。しっかり先ほどの説明にもありましたように、目標については過去の趨勢よりも高い目標ということ掲げていますので、このトーンが落ちないようにと考えます。具体的には42ページの上から10行目の「また」から始まる場所なのですが、農業委員の事実上の選出母体となる、あるいは推薦主体となる場所への働きかけについて、今回の制度改正を受けて、性別や年齢に著しい偏りがないようにということについての、ここでは今回の最終案では、その規定の周知を引き続き行うというトーンになっているのですが、基本的考え

方のところで随分議論しましたけれども、そこへの働きかけを強化するというを以前には明記しておりました。そういうことで、そのこのところの部分はずいぶん同規定の一層の周知と、さらに、それを踏まえた取組の促進を図る、あるいは取組の促進を働きかける、そういうような形で強調しておく必要があると思います。それが1点です。

それに続く部分として、この項目、なかなか項目としてはこれまでも入らなかったのですが、農協の連合会の問題です。単位組合だけ役員を増やすということになっているわけですが、今、農協改革が言われていて、農協改革の一つの本丸ではないかというように、男女共同参画を進めるということは大事な課題ではないかと思います。そのときに、農協系統組織全体を変えていくという中で女性参画を促していくということがどうしても必要です。

そこで、例えば今の前段の農業委員と農業協同組合の役員の上に、新たな項目として中ポツでもう一つ加えて、例文として、農業協同組合の連合会役員についても、単位組合の男女共同参画の取組の促進を反映させつつ、女性参画の拡大を図ること、というような形にしてはどうか。こういうことを入れてはどうかと思います。先ほど公務員の分野における女性参画をめぐり、係長職を増やすということを入れることによって、それは課長職にも反映をさせていくという意味が含まれていると思いますが、計画全体においてこういう社会構造上で重層的な関係にあるものというのがしっかりと位置づけられるということ、非常に大事ではないかと思います。単位組合の役員が女性はまだ少ないから連合会のほうはそのまま書かないということではなくて、その相互関係をしっかりと書いていくということが大事ではないかと思います。そういう点で言えば、農協の県連合会、あるいは全国の連合会の役員が書いていないというのは、先ほど柿沼先生からもありましたけれども、経済団体の役員のことについて余り書いていないということと非常に相通じる問題があると思います。そういうことで農協改革の本丸の一環として、系統組織全体を改革する意味でも、この点について加えていくべきではないかと思います。

あと数値目標に関して、家族経営協定、また入れていただいて引き続き重点課題の一環として明確になり、本文についてもしっかりと基本的な考え方を踏襲していただいて書き込んでいただいておきますので、この点は非常に大事なことなので、この点は明記していただいていること、ありがたいと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 第5分野のところですが、科学技術における男女共同参画のところですが、もともとこの分野は女性の参画が非常に低いところというところで1つ別項目に立ててあるのだと思うのですが、ただ単にその中に参画する女性を増やしていくだけではなくて、意思決定の場に参入していく女性を増やしていかないとこの分野は変わらないと思います。

成果目標のところにも、学術会議の会員に占める女性の割合、連携会員に占める女性の割合、その分野に参入する理工系の学生というのをに入れていただいたということなのですが、意思決定の場にかかわる女性の数というのは数値目標に入っていないのです。例えば学術団体ですとか学術会議の中ですから団体と言ってもさまざまだと思うのですけれども、そういう分野における役職についている女性の割合というのが、その参入できた女性がどれだけ継続していったかということを示す数値だと私は考えています。それをこの成果目標あるいは「参考指標」のほうですね、これも研究者に占める女性の割合ということなのですが、おのずと女性の進学率が上がって理系を目指す子が増えればそこは増えていくのですけれども、最終的にそれを継続していけるかどうかという意味では、意思決定の場の女性の数というのを指標にぜひ入れていただけないかと思います。御検討ください。

○鹿嶋会長 もう一人いましたね。

西委員、どうぞ。

○西委員 ありがとうございます。質問2点と意見1点申し上げます。

些細なことですが、担当府省にかかわることです。16ページの「1 政治分野」のアの女性の政治の場での参画拡大ですけれども、②にクオータ制の話が入っています。そうなりますと、選挙関係のことですので総務省も関係するような気がいたしました。

もう一点、17ページのところで、エの法曹養成課程ですけれども、ここはたしか以前のお話では、法科大学院を経ていない予備試験組もいますので、司法研修所における教育も含むというお話になったように記憶しております。それが2行目の「教育等を通じ」の「等」に入るのかなと考えたのですけれども、そうなりますと、担当府省の中にもしかしたら法務省などが入ってくるのではないかと思います。ここまでが質問です。

意見は、47ページの成果目標のところですが、先日も申し上げましてしつこいようですが、科学技術・学術の分野における男女共同参画の推進の基本的な考え方、46ページのところでは、ほぼ第3段落までは文理共通というか、両方に関係することが書かれていて、最後の3行だけが理工系に特化したことだと思います。それにもかかわらず、成果目標ではほとんどが理系の数字ばかり挙げられているように感じます。

日本学術会議の会員も、3部中2部は理系の分野になっていますので、理系中心ということになります。将来、企業の管理職として活躍する女性とか司法、行政分野において活躍する女性を増やすという人材プールという意味では、もう少し、例えば、薬学部より恐らく経済学部のほうが女性は少ないと思いますので、そういう数字を入れていただくとか、何か考えていただかないと。今、先般の文科省通知が人文社会科学系軽視ということも批判されて話題になっていますので、少しそこをバランス的にご検討いただければと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 質問について、どうぞ。

○大隈推進課長 まず、16ページ、政治分野のアの②でございますけれども、ここにつきましては、クオータ制等の制度の調査研究を行うということ、また検討を要請するという事で、ここは内閣府、具体的に言えば私ども男女局でしっかりと調査研究を行い、政党に対して要請をしたいということで内閣府と書かせていただいております。

17ページの司法分野のエの法曹養成課程でございますけれども、ここにつきましては、具体的には法科大学院での支援をさせていただくということで、今、担当府省としては内閣府、文部科学省となっております。このあたりは、この計画（案）すべてに関してそうですけれども、各省との協議の結果、こういう形になってございますけれども、御意見を踏まえさせていただきたいと思っております。

○鹿嶋会長 ほかはよろしいですか。

○天日委員 全体の印象なのですけれども、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にするという全体の目標に照らして成果目標を考えたときに、例えば国家公務員で係長相当職については30%とあるわけですけれども、もともと指導的地位というときには、もう少し上を指していたと思っております。現実には照らして新たに係長相当職を30%にしたということだと思いますし、確かに余り非現実的な数字を出すというのはいかがかとは思っておりますけれども、全体で30%なのだ、そして、ある分野について難しいということであれば、その他の分野でなるべく目標を高くしないと、なかなか説明がつかないのではないかと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

いろいろな意見も出ましたし、特に成果目標についてはいい指摘もあったと思っておりますし、岩田委員からはチャレンジングな数値目標が必要だという意見も出ました。一つ申し上げますと、皆さんに提示した数字は各省とぎりぎり詰めた数字であって、一つ一つについての根拠を示すことがなかなか難しいということと、もう一つは、そういうような前提があるなか、皆さんからもさらに御意見いただくわけですが、結論をすぐに出せないものの方が多いと思っております。その場合は会長預かりとして持ち帰り、事務局と議論をして、反映すべき点は反映したいと考えています。

今、天日委員から出た件ですけれども、確かに2020、30があって、国家公務員は係長相当職30で、ほかは低いではないかという指摘はあると思うのですけれども、これは我々の議論の過程で、例えば本省の課長以上が3割というのはまず無理な話であり、ではどうするかというと、一つは人材育成に取り組む必要があるなどの結論に達し、人材プールというような表現になった次第です。参画会議で第4次計画の概要を報告した際、厚生労働大臣も人材育成と就業継続を強調しておられました。ですから、そのようなことで機械的に例えば本省の課長級を3割とするのではなく、人材育成というような視点に立ち、ささやかな数字ではあっても育てていくということにポイントを置く、それが一番現実的であろうということ専門調査会でも議論してきたわけです。そういうこともあって、皆さんから見るといささか物足りない目標値ではあっても、そのあたりから出発する必要はあるのだ

ろうと思っております。

女性活躍推進法の指針が11月20日に公表されましたが、それを見ても、必ずしも数値目標として最初から3割という目標設定をする必要はない旨のことが書いてあるわけです。女性のいない職場も一般企業の場合かなりあるわけで、そういうところは現状分析を行い、できるところから出発すればいいわけで、その意味では厚労省のほうも、現実的なステップを踏み出そうと促しているのではないかと思っています。では、次の分野に移らせていただきます。

事務局から、第2の政策領域の「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」についての説明をお願いします。

○大隈推進課長 それでは、2つ目の政策領域でございますが、53ページ以降、第6分野「生涯を通じた女性の健康支援」でございます。

54ページ、成果目標でございますけれども、3次計画と比べまして、具体的な取組も書き振りが異なるところもありますので成果目標を見直したところがございます。

その中で、健康寿命というのを新たに立てさせていただきました。また、自殺死亡率、マタニティマークの認知度を新たに立てたところがございます。

25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合というのも新たに立てたところがございます。

運動習慣のある者の割合ということでございますけれども、ここにつきましては3次でも20歳以上の目標を立てておりましたが、小学生、中学生についての運動時間につきましても新たに成果目標とさせていただきます。

56ページ以降の具体的な施策のところでございますけれども、答申いただきました「基本的な考え方」との変更といたしましては、58ページの下のほうに「ウ 健康を脅かす問題についての対策の推進」というのがございます。ここにつきましては、特に答申に追加したところがございます。生涯にわたって男女の健康を支援するという中では、58ページのウにございますように、薬物の関係でありますとか、59ページに行きまして、喫煙・飲酒、受動喫煙、このあたりのところも大事な論点ということで項目として追加いたしました。

62ページでございます。「4 スポーツ分野における男女共同参画の推進」でございますけれども、ここは「施策の基本的方向」の2行目のところに「生涯を通じた健康づくりのための身体活動を推進する」という一文を入れ、「具体的な取組」の中で①の項目を新たに追加いたしました。もともとスポーツですとか女性アスリートといった書きぶりのほうが多かったということで、もう少し一般的な運動習慣も追記したところがございます。

第6分野は以上でございます。

○小林暴力対策推進室長 続きまして、第7分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の部分でございます。63ページでございます。

まず、成果目標でございますが、一番上の配偶者からの被害を相談した者の割合という

のを今回新たに入れました。暴力を受けてもなかなか相談できないという実態はある一方で、目標という形では入っていなかったのですが、やはりまずそこを入れるということで今回追加しております。

2つ目の配偶者からの暴力の相談窓口の周知度というのは、3次計画でも入っておりますが、この数字については、トレンドというよりは、ある程度すばった数字である70%ということで目標として入れております。

市町村における配偶者暴力相談支援センターの数というのは、これも3次計画からやっているものでございます。3次計画では100カ所を目標にしておりまして、88カ所まで来ておりますので、ここはまた目標を増やして150ということで取り組んでいきたいと思っております。

一番下の行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置数でございますが、これは3次計画では、性犯罪被害者に関する相談を受けているということを示している男女共同参画センターという形で入れていましたが、近年の場合は、ワンストップ支援センターの必要性が言われておりますし、基本的な考え方でも御指摘いただいておりますので、目標としてはこちらのほうにかえまして、新たに入れております。

現状の25カ所というのは、今ちょうど調査を終えて最終確認をしておりますのでPがついておりますが、25カ所ということになるかと思えます。各都道府県最低1カ所という形で目標にしていきたいと思っております。

中身の本文のほうでございますが、基本的な考え方、答申いただいたものの項目を全て盛り込んでおります。その上で、3次計画で入っている項目をつけ加えて記述を充実させるような形にしております。

その上で、2点ほど御説明申し上げますが、76ページの子供に対する性的な暴力の根絶の部分の（イ）の③の部分ですが、これは前回の専門調査会でも御指摘いただいたのですが、事情を聞くときに配慮するやり方等々についての部分でございますが、③の「また」以下の部分について、共同で協議をして代表者が聴取することを検討するとか、あと回数、やり方等々、配慮した取組を進めるというようなことを少し充実させた形で書いております。

あとは79ページの人身取引のところは、基本的な考え方におきましては項目だけ記載いただいておりますけれども、政府でやっております人身取引対策行動計画2014の内容を盛り込んで記述を充実させております。

以上でございます。

○伊藤調査課長 続きまして、第8分野、貧困の関係でございます。

ページ数で申し上げますと84ページ以降ということになります。

85ページの成果目標を御覧いただきたいと思えますけれども、まず、第6分野の健康分野と重なりますが、高齢者にも関係がございますので、健康寿命をここで成果目標として設定しております。

ひとり親の関係で、ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数というのを前年度以上ということで目標として新たに設定しております。

弁護士によるひとり親の養育費相談の実施について、全都道府県、政令市、中核市において実施するという目標を新たに立てております。

その次、以下20歳から34歳までの就業率、フリーター数、これは若者の関係でございますが、こちらは3次計画からの継続です。

高齢者、60歳から64歳までの就業率、これも3次計画からの継続です。

障害者の実雇用率、これも3次計画からの継続でございます。

本文の関係で申し上げますと、基本的な考え方から特に大きく修正しているところはありませんけれども、それぞれ非常に端的に書いてあった文章を具体的な施策として少しブレイクダウンして、具体的に書いたという修正を幾つかひとり親のところがございますとか、そういうところで記載を充実させているところがございますが、全体として大きく変更したところはありません。

以上でございます。

○鹿嶋会長 以上ですが、この分野について御意見、質問があれば伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○種部委員 まず、先ほどの性暴力に関する分野のところ、前回の専門調査会のときにと申し上げた意見を取り入れていただいて、司法面接のことを入れていただきました。76ページのところです。

ここを書き込んでいただいたのは非常に画期的なことだと思うのですが、これは数値目標まで入れるのは厳しいでしょうか。現実として司法面接を行っているところの数と数値目標を。これと性虐待の認知検挙件数はすごく大きな関係があると思いますので、その下に取組として今やっている数というのを「参考指標」にでも入れることはできないかどうかということを考えていただければと思います。

もう一点、女性の健康分野のほうですけれども、「参考指標」の5ページのところです。生活習慣病による死亡率が書いてあるのですが、目標として健康寿命を延ばすということになりますと、死亡率ではなくて、これによる介護とか寝たきり、介護ニーズ、要介護者の数というところを減らすのが目標ではないかという気がいたします。死亡率を減らすことはもちろん罹患率を減らすこととリンクしていると思うのですが、介護の期間をできるだけ短くするというところにポイントがあるのではないかと思いますので、健康の指標として死亡率ではなくて、可能であれば、要介護、要支援の中に占めているこれらの予防可能な病気の影響が評価として入っていると、今後どこを具体的に取組めばいいかわかるのではないかと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 暴力についての質問は答えられますか。

○小林暴力対策推進室長 勉強させていただいて検討したいと思いますが、すぐやれるか

どうかはありますが、少なくともこの計画策定後にまた暴力の専門調査会もございますので、その中で少なくとも何らかやっけていけるように考えていきたいと思ひます。

○鹿嶋会長 健康はいいですか。

○大隈推進課長 健康もまた検討させていただきたいと思ひます。

○鹿嶋会長 ほかにはどうでしょうか。

○種部委員 ごめんなさい、「参考指標」の6ページのところですけれども、健康分野における専門家集団における女性の割合というのが出ていますけれども、この本文、考え方の3のところをつくっていく段階で申し上げておりましたが、日本医師会の役員については確かに数値目標として経時的に捉えることは簡単だと思ひますけれども、医師というのは日本医師会に全員入っているわけではなくて、どちらかという若い世代は学術団体のみに参加し、日本医師会の会員ではない人が多いと思ひます。学術団体の中の学会、特に最近新たな専門医制度というのが始まったのですけれども、そうなりますと、日本医学会の所属基本19領域というのがあるのですけれども、そういう基盤となるような学会の中での女性の役員の割合というのはかなり低いです。これらの学会の中で女性が継続して仕事をしていくことができないことや、意思決定の場にはいないことが大きな要因だと思ひますので、この専門的職業の中には日本医師会とか都道府県医師会というところを中心に書いてありますが、学術団体を、もし可能であれば基本19領域だけでも、その中の役員の割合というのを出していただいたらいいのではないかとと思ひます。

○鹿嶋会長 それは検討させてください。

順番にどうぞ。

○鈴木委員 第6分野の成果目標を見ますと、54ページの一番上にある健康寿命を延ばすというのはアウトカムで、まさに成果ということだと思ひますが、そのすぐ下に目を移すとがんの検診受診率ということになっていて、これは成果というよりはインプットの指標です。インプットがあつて、アウトプットがあつて、アウトカムがあるということのはずで、ここに限らないのですけれども、全体的に成果目標の並べ方がどうなのか。自殺死亡率というのも経済環境や社会環境の結果というか、それを減らすというのはアウトカムだと思ひますが、性格がかなり異なるものがいろいろな順番で並んでいますので、もし工夫できるところがあれば、書き方の順番も再度検討いただければと思ひます。

健康分野に関しましては、企業で働く女性の健康という意味で申し上げますと、御存じかと思ひますけれども、日本健康会議というのが2020年に向けて非常によい取組をしていると思ひます。これは民間ベースの会議ですが、主要な経済団体はもちろん、連合や保険者も入っていますし、知事会や市長会も入っています。医師会も入っているし、大きなマスコミなども入っています。例えば大企業について、いわゆる健康経営に取り組む企業を増やしていくとか、中小企業も協会けんぽのサポートを得て健康宣言をするとか、そういった取組をされておられます。「参考指標」の世界かもしれませんが、2020年をターゲットにしている点で共通していますので、そういったところとも連携していくことが必要か

と思います。

また、第8分野の85ページの成果目標の表ですが、ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就業者の数。先ほど岩田委員から前年度以上というのは目標になっていないという問題のご意見があったことに加えて、成果目標の中には%の率で記載されているものと絶対的な件数で書いてあるものと大きく2種類ありまして、この件数というのは曲者だと思います。つまり、ある意味では、ひとり親家庭が増える傾向が続いていけば当然こういった数字は増えていくということになって、増えればいいのかという問題があるわけですね。あるいは自力で就業できない方が増えれば増えるほどこの数字は増えるということになるので、増えていることがいいこととは限らない。したがってハローワークが紹介して就業に結びつけていくということであるとすれば、紹介件数に対してどれくらい就業できているかという率を本来高めていくべきだと思います。件数など、絶対数で状況を見ていくというのは、増えることがむしろ悪いことかもしれないという難しさがいろいろ出てくるので、率で見たほうがいいケースがある。そういったところも全体的にもう少し検討する余地があればお願いしたいと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 具体的な点を何点か申し上げたいと思います。

まず、医師のところ、第6分野の54ページです。下から3分の1ぐらいのところから25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合というのが書かれてあります。問題意識は多分2つあると思うのです。医師に占める女性の比率を上げたいというのがあって、例えば今、学生のレベルで女性比率は3分の1になっているという記述が本文にありましたけれども、エントランスレベルではもう結構今上がってきているというように思います。ここでの問題意識はそちらもあるのですけれども、むしろ医者の方のM字型カーブが非常にひどいという。民間の産業界よりももっと落ち込んでいるのです。そのこのところの継続就業を進めたいというのが課題だと思いますので、この今の指標のとり方だと、自然に女性医師の比率が高くなってくると、この年代層だとももちろんそれなりに増えてくるのです。それと出産・育児のためにやめてしまう女性医師を減らせているかどうかということが分けてとれないので、別の指標を考えていただいたほうがいいのかというのが1点目です。

63ページ、第7分野、暴力のところなのですが、成果目標の最初の被害を相談した者の割合と書いていまして、これを男女別にとっていただいているのはとてもいいと思うのです。男性からの相談というのは2種類ありまして、自分が加害者であるということを経験して相談される場合だと、自分が被害者だというように訴える場合があるのです。それが混在しないように統計のとり方とかということを御注意していただければいいのではないかと思います。

85ページは、今、鈴木さんもおっしゃいましたけれども、第8分野ですが、ハローワークにおけるひとり親の正社員就職者数ですけれども、前年度以上というのは目標になって

いないので、さらに御検討いただきたいと思います。

次に、参考資料のほうですが、「参考指標」の5ページ、第6分野、健康のところですが、年代別に肥満とかやせの割合というのがあるのですけれども、20代の女性のやせの割合というのはいずれもいただきたいと思うのですが、10代というのはいずれもないのでしょうか。発症するのはほとんど10代ですので、10代がとれないかというのが1つです。

同じページの下のほうに、助産師の数というのが2つの項目が挙がっているのですが、これはどういう問題意識の指標なのかなというのがわかりにくいです。事実上、皆さん女性ですので、全員女性だから女性比率が非常に高いというところについては、どんな問題意識でここを掲げているのか、特段問題意識が要らないのではないかと思います。

8ページですが、貧困等のところですが、相対的貧困率というのが一番最初にあります。

5行目のところでは、子供がいて、大人が1人だけのシングルマザーとかシングルファザーの世帯についての貧困率というのがあると思うのですが、注が書いてあるので、注が読めていないのでどうしようにとるかということがあると思いますが、世帯主が女性であるか、男性であるかということがここも、これは男女別になっていないのですけれども、こういう相対的貧困率というのは、男女別にとれないのでしょうか。ぜひいただきたいと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 助産師については答えられますか。

○大隈推進課長 助産師につきましては、本文の中でも「3医療分野における女性の参画拡大」の中で、医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等のワーク・ライフ・バランスを確保し、継続就業できるように施策をとるということを書いています。御指摘のとおり、女性が多い職業であって、女性が活躍できる職業であり、そういうところでワーク・ライフ・バランスなども進んで、夜間ですとかのやむを得ないお仕事だと思えますけれども、きちんと女性が働き続けられているということはこの数字で把握できればということで「参考指標」ということで入れています。

○岩田委員 できれば人数ではなくて継続就業率。継続就業率がとれないのであれば、例えば30代の方の人数とか、問題意識と数字のとり方がずれているかなというように今の御説明でも思いました。

○鹿嶋会長 検討させてください。

それから、男女別にとれるのかな。大人一人の相対的貧困率。

○伊藤調査課長 相対的貧困率、こちらは確かに男女別にとればいいのですけれども、この概念が世帯の所得をベースにしている国民生活基礎調査でやっている概念なものですから、その関係で特にひとり親、この表記自体が統計上はここで男女別ではなくて一体として出ている数字を使っているものですから、そういう意味で男女別が出ていないということでございます。

○岩田委員 その統計調査では、統計的に世帯主が男女どちらかというのはわからないの

ですか。

○伊藤調査課長 世帯に対する調査になっていますので、細かく個票ベースで分析していけば、例えば単身世帯であれば男女別は当然すぐ出るわけなのですけれども、1つの世帯であると確かに世帯主が誰なのかということをお票ベースで追っていけばできるかもしれませんが、相対貧困線を引いた上で貧困率を出しているということをございます。

○岩田委員 今は集計できない。ジェンダー統計というのも全体を通じて課題なので、ぜひ担当の省庁とお話しいただいて、個票にあるのだったらデータには入っているわけですから、集計のプログラムだけの話でしたら意外と簡単にできるかもしれないので、ぜひ御相談ください。

○伊藤調査課長 1点だけ補足します。ひとり親、子供がいる世帯のうち、大人が1人の相対的貧困率ということをございますけれども、こちらの数字自体、非常に誤差率が大いということもあって、これ自体を出せるか出せないかという議論も当時発表されたときには議論されたようなのですけれども、そういう意味で、さらにそれを細かく男女別みないなことになる、サンプルの問題としては誤差率が大い過ぎて、それ以上細かく分類することは統計技術的には難しいというような話を聞いたことがございます。

○鹿嶋会長 いずれにしても、この部分は調べさせてください。

柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 岩田委員とダブる部分なのですけれども、実に先ほどの54ページの医師のことなのですが、多額の税金を投入して専門的な医師を養成して女医さんが生まれるわけですが、やめてしまう方が非常に多くて、私も実に現場復帰をしていただくための政策展開というのを現実に税金を投入してしたことがあるのですが、戻っていらっしやらなかったのです。そういうことがありまして、1つは、進歩の激しい医療の中でブランクがあるとなかなかついていけないというのと、経済的に恵まれた立場にありますので、そこでリタイアしてしまって、お子さんの養育にかかりっきりになってしまうというのと、環境的にその方が社会的な任務を負って医師になったのだという意識が薄いというもの。これは女医会の先生方と話をしたときに出てきたお話なのですが、現場復帰をしていただくような1つの指標を大きく設けるべきだと私は思います。これは非常に重要な視点なのだろうと思います。介護とか、今後の日本の医師の力に女性の占める割合というのを、せっかく医師になって免許を持ったのですから生涯働いていただくことをぜひ何らかの形で示していただきたいと思います。

本当にダブってしまうのですが、養育費の参考資料の8ページの母子世帯の割合というのがあるのですけれども、前に母子世帯という法律しかなくて、そこに父子ということで法律改正をもらった過去があるのですが、父子のところも常勤でしている仕事を手放さざるを得なくなって、パートに落ちてしまって3人の子育てができないでばらばらになってしまったとかというのを実際には相談を受けたりしておりますので、男女共同参画という視点から見ると、いろいろな部分で父子というバランスのとれた情報を確認していた

だくことをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

よろしいですか。では、次に行きます。

どうぞ。

○大隈推進課長 目標の並べ方について御指摘があったのですが、全体にそうなのですけれども、「具体的な取組」の順番で今は目標を並べています。どちらがいいのかというのは全体に係る話ですので検討させていただければと思います。先ほど検察官が一番上にとのお話も、司法分野、行政分野、経済分野というような書き方でこういう形になっていきますので、全体を見て検討させていただければと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 今、出ましたので。検察官だけここに特記するというのがすごく違和感があるので、ほかの司法分野は「参考指標」のほうですか。裁判官、弁護士というのは2ページにありますので、そこに並びでいいのではないのでしょうか。

○大隈推進課長 検討させていただきます。

○鹿嶋会長 大分時間がたちましたので、次に行きます。3つ目の政策領域である「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「Ⅳ 推進体制の整備・強化」、及び冒頭の基本的な方針の政策領域の目標について説明をお願いします。

○伊藤調査課長 それでは、第9分野、91ページ以降でございます。

成果目標といたしましては、育児・介護支援基盤ということで待機児童の数、放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数、これは解消を目指すということをやっています。

地域子育て支援拠点事業について8,000カ所という目標。

高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地の割合という目標を掲げております。

文章の関係で申し上げますと、92ページ以降でございますけれども、先ほど冒頭で出てきました介護離職のところでございますが、施策の基本的方向という一番上のところの箱の中に書いてある文章の下から2行目のところですが、待機児童解消及び介護離職ゼロ等の実現に向けということで、そういう方向性を一億の関係もございましたので記載を追加しているところでございます。

その他のところについて、若干細かいことですが、税・社会保障制度のところについて、配偶者手当のところ、労使の検討を促すことが重要で、そのための環境整備というようなところを少し前向きに表現の修正をしているというものでございます。

その他は、94ページの人権の関係のところ、「基本的な考え方」では①～④ベースのところは1行ずつ書いてあったような感じのところをもう少し具体的にしっかり書き下し

たというものでございます。

第9分野は以上です。

○池永総務課長 続きまして、第10分野です。95ページの基本的考え方は答申に沿ったものでございます。

96ページの成果目標ですが、最初の男女共同参画社会という用語の周知度。これは3次計画と同様でございます。まだ100%に行っていないということで、引き続き努力ということで同じものを掲げてございます。

次の大学学部段階修了者の男女割合というのがございます。これは高等教育における女性の割合を高めるといふ趣旨でございますけれども、ここでまず大学学部段階というのが、大学学部と短大や高等専門学校の認定専攻科ということで、学士の学位を取得することが可能な人たちも含めているということで、それを合わせたものでございまして、ここではそういう大学の学部段階を修了した人、それが男性と女性で、男性が55%程度、女性が45%程度ということで、フィフティー・フィフティーではないということで、ここに男女の差があるということで、この差を縮めるといふ目標を掲げております。

現行で10%近い差があるのですが、この差自体、ここ数年ほとんど変わっていない。そうした中で、5年間で現行の差を半減させるということで5ポイント縮めるといふ目標を掲げております。

続きまして、女性の教育委員がいない教育委員会ということなのですが、これは3次計画の裏返した言い方というか、女性委員のいる委員会の割合を100%という言い方をしていたのですが、これは4次計画におきましては、後ほど御説明する防災分野でもそうなのですが、女性がいない組織の数をゼロにするという掲げ方である程度統一しているところがございまして、ここは女性委員のいる教育委員会の数、121あるものを女性委員のいない教育委員会数をゼロにする。ちなみに、この121というのは、委員会93.5%に相当しますので、いる委員会を100%ということはいない委員会をゼロにするという、ある意味同義でございます。

その次に、教頭以上に占める女性の割合というところなのですが、これは実は3次計画では30%と掲げておりました。ただ、現状が15.2%と、その後5年で倍にするというのはなかなか厳しいものがあるということで、これは直近のトレンドを伸ばしたものにプラスアルファした値として20%以上というものを示しております。

その次に、大学教員に占める女性の割合ですが、3次計画では教授等ということで講師以上を全部ひっくるめて30%というのを掲げておりました。それもかなり大ざっぱなものでございまして、あと講師については30%を達成したということで、これは「参考指標」に移動しております。

これは先ほどもございましたが、それぞれの層で目標をよりきめ細かに立てていくという方針のもとで、准教授、教授等。教授等というのは学長、副学長、そういう役のついていない教授というのを合わせたものでございまして、それぞれの層で目標値を設定してい

まして、これも直近の動きを単純に伸ばした、より少し高めの数字というものを早期に達成し、これは准教授であれば25%、教授等であれば17%で、さらにその上を目指す30%を目指すとか20%を目指すということを掲げております。

本文のほうでございますが、37ページの「1 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開」の具体的取組のアのところでございますが、実は答申のほうでは広報・啓発ということで基本的な考え方が示されていたのですが、従来政府が行ってきた政府広報だとか男女共同参画週間とか、男女共同参画連携会議や全国会議といった従来政府の取組というところの記述が基本的考え方の中では特にされていなかったということで、こちらの基本計画のほうにはそれをもう一度きちんと書くということで記述を追加しております。

その他のところは、基本的考え方の答申とそれを踏まえておりまして、若干誰に対して何をするかという主語、述語であるとか文章を整えたという程度でございます。

続きまして、第11分野でございますが、これは基本的考え方につきましては答申を踏まえたものになっております。

104ページの成果目標でございます。こちらはこのように防災復興体制というところは、今回の4次計画で1つ独立した分野となりましたので、成果目標についても新規のものが多くなっております。

ただ、最初の都道府県の防災会議の委員に占める女性の割合でございますが、これは3次計画では女性のいない都道府県防災会議数をゼロにするということを掲げておりまして、それについては既に達成されましたということで、3次計画で防災会議はあったわけなのですけれども、それについては達成されたということで、ここに掲げておりますのは、男女共同参画会議の監視専門調査会意見で、女性の割合を少なくとも30%という御意見をいただいておりますので、それを踏まえて掲げております。

市町村防災会議の委員に占める女性の割合でございますが、これも同じく専門調査会から早期に女性のいない市町村防災会議をゼロにするという意見をいただいたということで、これを踏まえて、女性が登用されていない組織数、現状で515ございますけれども、それをゼロにするということ。また、女性の割合につきましても、現状が7.1%でございますので、早期に10%、さらに30%を目指すとしております。

消防吏員に占める女性の割合でございますけれども、これは消防庁が検討会を開催して非常に具体的にまた現実的に方策を考えて取りまとめたものがございます。さらにその取組についても消防庁のほうで通知しております。それを踏まえた目標ということで、38年度という期限でございますけれども、5%というのを使っております。

次に消防団員に占める女性の割合でございますが、これは現状が2.5%というところですので、当面5%。さらに3次計画では、女性消防団員を10万人にするという目標を立てたので、それも考慮した形で10%を目標としつつ、当面5%という形になっております。

あと、本文のほうにつきましては、基本的考え方を踏まえたものになっております。若干細かい修正ではございますけれども、例えば106ページのウの⑧で、これは多様な住民の

意見を反映させる。これは基本的考え方のほうでは、東日本大震災の復興の107ページのほうでその御意見を踏まえてあったのですけれども、これは基本計画のほうで東日本大震災に限らず防災施策の部分にも書き加えたというところがございます。

第12分野、国際の部分です。

基本的考え方は答申を踏まえたものになっております。

成果目標ですが、国連関係機関の日本人職員数ということです。これは外務省が国際機関における邦人職員増強戦略というものを出しておりまして、そこでこの成果目標を掲げておりますので、それを踏まえております。

また、次の在外公館の公使、参事官以上に占める女性の割合。これにつきましても、外務省のほうで検討したという数字をここに掲げております。

また「女子差別撤廃条約」の用語の周知度でございますけれども、これは3次計画で50%以上としていたのですけれども、これは達成されていないということで引き続き継続ということでございます。

本文につきましては、これは答申を踏まえたものということで、特段の変更はございません。

続きまして、推進体制の整備・強化でございます。

こちらの成果目標でございますけれども、これは2つ掲げてございまして、男女共同参画計画の策定率ということで、もう都道府県については100%行っておりますので、残るは市区町村ということです。市区が現状であともう少しで100%ということですので100%を目指す。町村のほうはまだ50%程度でございますので、70%ということです。

この70%という数字につきましては、町村の男女共同参画計画の策定につきましては、私どもでもアドバイザー派遣など支援しておりまして、その支援の成果というのを見越して70%というように算出しております。

続きまして、女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率でございますが、先ほど申し上げたように、これ自体は法律では努力義務でございますけれども、これは努力義務とはいえ、多くの地方公共団体で推進計画を策定してもらうということが重要でございますので、成果目標としましては、これは男女共同参画計画、実際にこの法律の推進計画というのは、男女共同参画計画の一部あるいは連動してつくられるということが想定されますので、都道府県では100%、市区100%、町村70%というように参画計画の策定率と同様の値をとっているところでございます。

あと推進体制の本文につきましては、115ページの具体的な取組の②のところでございますけれども、答申のほうで①にありますような男女共同参画会議が毎年度の予算編成等の動きに連動させた形でフォローアップして意見を述べるといった部分はございましたけれども、それを受けた政府の取組というので、②で毎年6月を目途に男女共同参画会議の意見を踏まえ、女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させるというものを追加しております。

以上でございます。

○伊藤調査課長 3ページにまた戻っていただきまして、これらの全体の成果目標をそれぞれの分野ごとに設定したものを踏まえまして、今回重点的に監視・評価すべき目標ということで政策領域目標を定めまして、一覧になってございますけれども、政策領域Ⅰの活躍、政策領域Ⅱの安全・安心な暮らし、Ⅲの基盤の整備、Ⅳの推進体制の整備・強化というところから、それぞれ、これだけが大事だという意味ではございませんが、一応この5カ年の動きをしっかりと監視していくときにまず重点的に見ていくべき指標ということで、活躍の部分でございますと国家公務員、地方公務員、民間企業の女性登用に関するものとして、それぞれ指導的地位に占める女性の割合の代表格として課長相当職に占める割合、将来指導的地位につく人材に関する目標の一つの指標として、今回新たに定めた係長相当職関係の指標、こちらをピックアップしているというものでございます。

また、25歳から44歳までの女性の就業率、M字カーブ問題ということで取り上げております。

また、男性の育休というものもございますので、国家公務員、地方公務員、民間企業、それぞれの育休というところを見ていくというものでございます。

安全・安心で申し上げますと、健康分野と高齢の部分でかぶっております健康寿命、暴力の分野では性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置数、ひとり親の正社員就職者数をあげています。基盤の整備のところでは、意識ということで「男女共同参画社会」という用語の周知度、育児介護支援基盤で待機児童数の解消を目指す、女性のエンパワーメントという意味もあり、大学学部修了者の男女の割合を5ポイント縮める。防災の部分では、都道府県防災会議の女性割合。推進体制として、男女共同参画計画の策定率をピックアップしているというものでございます。

以上です。

○鹿嶋会長 以上の説明に対して、御意見、質問があればどうぞ。

○宗片委員 ありがとうございます。

防災の分野にわたりまして104ページの成果目標のところなのですが、これはいわゆる1つは消防吏員に占める女性の割合ということになりますが、この消防吏員というのは私もよくわからないので教えていただきたいのです。

いわゆる防災に関しては、防災担当部局の管理職というのは大変少ないということはおかねてから言われているわけですが、その関連と考えていいのか、それとも全く別の部署というように考えていいのか。ここに数値目標が出る以上は違うのかなと思うのですが、この消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事するとなっているのですが、これはいわゆる管理職と考えていいのか、あるいは消防事務というのはどういう立場になるのかというところがわからないということが1つあります。

その市町村の防災会議の委員に占める女性の割合というところが早期10%なのですが、

今度は消防団員に占める女性の割合が当面5%で38年度までという、この数字の設定というのがよくわかりません。38年度まで消防団員は当面5%。この当面というのと早期という、この期間というのはどのように考えて設定されたのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つ、本文にわたることで大変申しわけないのですが、人材養成をするというところはこの部分だけではなく推進体制のほうにも入っているのですが、人材を養成して、かつ活用するというようにぜひ一言加えていただきたい。特に、被災地は女性の防災リーダーというのは養成がかなり進んでおりますが、この女性たちが地域の中などで力を発揮するという仕組みがありません。ですから、そういった人材を養成されつつも、実際に活用されていないという現状がまだありますので、そのあたりの人材活用を進めるであるとか、人材活用の仕組みをつくるとか、そういうところまで書き込んでいただきたいというのが実際に私どもも人材養成をしているものですから、女性たち自身も実感をしているところでもありますので、そこをぜひお願いしたいと思います。

○鹿嶋会長 消防吏員の説明と、当面と早期の違いを説明してください。

○池永総務課長 まず、消防吏員というのは、これは消防事務に従事する一般職の地方公務員。消防庁により採用され、一貫して消防事務に従事する一般職の地方公務員ということで、一般的に消防職員と聞かれることが多いのですが、要は消防吏員というのは、消防庁により採用されたということです。

一般の職員も含むものなのですけれども、普通の消防職員と違うところというのは、消防職員というと、市町村の職員が消防署に出向する者も含めた者が消防職員であって、消防吏員というものは、いわゆる消防事務に従事する人たちなので、管理職だけではなくて、そういう一般の職員、消防庁で採用された一般の職員というものも当然含まれております。吏員だから上の階級とか、そういうことではありません。職員と違うのは、市町村からの出向者を含まないということです。

当面と早期ということなのですけれども、早期というのは、現状からそこがまずは第1の目標として早急に目指すという意味で早期と使っております。当面というのは、もちろん早期ということをございませぬけれども、こちらは2.5%というときに、当面の目標。さらに、その上を目指すという意味での10%ということで、スピードということよりは、まず2.5%に対して5%というのが目標としてあります。さらにその先の目標として10%というものも見ていきたいと思いますといった違いで、一応我々、概念的にはそういうように考えているところでございます。

○鹿嶋会長 難易度の違いもあって、ほとんど変わらないというのが「当面」なのです。少しずつでも変わっていれば早期にできるのですけれども、そのあたりのものはこれに限らず、多少微妙な表現になっていきますので、何年たっても同じままだと言えればこれは「当面」しかないのです。ざっくり言えば、そのあたりの違いだというように理解してもらえばいいと思うのです。

○宗片委員 これは38年度までというかなり長期にわたっておりますが、この設定もこれによろしいと考えていいわけですね。

○池永総務課長 非常に消防庁のほうで真摯に取り組んでいただいておりますが、そこはかなり現実のいろいろな取組だとか進捗状況なども踏まえて、真面目な目標を出していただいたと考えております。

○二宮委員 消防団員に占める女性の割合に関しては、消防職員の採用状況にも目を向ける必要があるようにも思います。現実を把握するだけではなくて、いわゆる採用時の男女別採用の区分ですね。消防庁の通達はもう行われているはずなのですが、地方においてはそれがまだ現実に実施されていないところがあるはずなので、まずはそこをなくすところからやる必要があるかと。消防分野における女性の役割に対する社会的な意識の改革を地道に行っていくことが当面5%というところにつながるようになる、遠回りだけでも、多分一番の近道ではないかと思えます。

それ以外のところで、まず、106ページなのですが、防災において男女共同参画の視点を入れて、同じような人災を繰り返さないようにするというのが政府が決めたことだろうと思えます。その際に、①②⑨のところ、実際に本当に地域防災計画の中に、あるいはその下の地区防災計画の中に男女共同参画の視点を取り込まれたのかどうか。これも一応数字で確認できるはずなので、基本的にはその点についても可能であれば成果目標、場合によっては「参考指標」で入れることを検討していただきたい。そのほうが監視専門調査会等で今後議論していく際にも見ていくことがより明確になるので、御検討いただければと思います。

それに対応して、男女共同センターの役割が平常時において機能を強化するという話と、緊急時においてその役割をどうするかということを確認しておく。そのことが監視専門調査会での答申の中に盛り込まれていたかと思うのですが、その意味で言えば、緊急時の役割等についても地域防災計画あるいは地区防災計画等の中での位置づけ、その辺のところも入れられるように働きかけをしていくという意味では、男女共同参画センターの役割が明記されているか否か。その数についても把握するというのが1つのやり方ではないかと思えます。

あと第12分野で112ページです。アの①について、一層積極的に取り組むということで、開発協力大綱に基づいてODAの実施をする際に、ジェンダー、男女平等共同参画の視点を入れるということが入っているのですが、これも一層積極的に取り組むというように今までと多分比較してこう数値が上がってくるというのがあると思えますので、外務省と協議していただきながら、この辺のところについても少し数値化できないか、成果目標ないしは「参考指標」で取り上げられないか検討していただければと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

では、こちらから順番に、西委員、どうぞ。

○西委員 確認させていただきたいことが1点と、教えていただきたいことが1点ございます。

確認の方は、92ページのアの②家族に関する法制のところですか。前回専門調査会を欠席してしまいましたので今さら何うのは非常に時機におくれた感もあるのですが、先日というか、きのうですか、報道で、夫婦別姓に関しては司法判断を注視するとして議論を棚上げというタイトルが踊っていました。その関係で、司法の判断も踏まえというところの読み方なのですか、けれども、「も」ということは、それに必ずしも長期的には拘束されるわけではなく、もちろん、今の段階では司法の判断が出たらそれに従うということになると思いますけれども、長期的にはさらに検討を進めるという理解でよろしいのでしょうか。ここの前に3つ挙がっていますが、婚姻適齢の男女統一というのは、司法の判断は関係ないというか、今回最高裁に係属していませんので、そうなりますと、この文章全体の読み方として、どのように読めばよいのでしょうか。つまり、司法の判断も踏まえというのは、前の婚姻適齢にはかからず、選択的夫婦別氏と再婚禁止期間だけに係るという読み方なのか。考慮しというところと関しというところでそれぞれ切れているのでわかりにくいのかもかもしれません。

あと全体にかかわることですが、成果目標のところ目指すという言葉がたびたび出てきます。特に96ページの大学の教員に占める女性の割合のところは、早期と目指すという組み合わせになっていますけれども、この目指すというのがあるのとないのでは何か違ってくるのでしょうか。単純に例えば30とか20とかで切ってしまうのと目指すというのがあるのと、そのニュアンスの違いというのがもしあれば教えていただければと思います。

○伊藤調査課長 まず1点目でございますけれども、この家族に関する法制につきまして、もちろん御承知のように、司法の判断という言葉を入れている趣旨は今、最高裁判決が予定されていることを念頭に、それを見据えてということでございます。そこで関係してくる論点としては、おっしゃったように選択的夫婦別氏、再婚禁止期間の見直しの部分でございます。それ以外の論点について、今、そこが争点として議論されているわけではないということもあるので、全体としての民法改正の検討の中で司法の判断を踏まえるのはその部分で、それ以外の論点については、それ以外にも考慮事項があるということで、全体としては司法の判断も踏まえ検討を進めるということになっておりまして、もう少し読み方を整理して申し上げますと、従来これまでの文章との違いは何かというと、そういう意味では司法の判断というこのタイミングであるからという意味で今回これを踏まえるということを入れてあるということ。それ司法の判断以外については、従来計画でも掲げていたような部分についての考慮要素を上の方で掲げて考慮して、例示した論点を内容とする民法改正について、司法の判断も踏まえて検討を進めるという文章の構造になっているというように御理解をいただければと思っています。

第2点目の目指すということについてなのですが、これは例えば政府内の既存の

閣議決定とかいろいろなところでの目標の掲げてある表現というのがございます。その表現と同じ閣議決定なのにもかかわらず違う表現となると整合がとれないという部部門もあるので、そういうところにひきずられないところでははっきり数字だけ断言しているものもあれば、目指すという言い方をしている部分もあればということです。本来、なるべくであれば統一はしたいとは思いますが、既存の閣議決定等の表現と合わせざるを得ないところはそれに合わせている部分もあるということは御理解いただければと思っております。

以上です。

○鹿嶋会長 「司法の判断も」のところですが、事務局と私の中に多少、温度差があるようですね。ただ、これはずっと議論してきたテーマなのです。司法の判断「を」ではなく、「も」ですから、どういう判断が出るか今の時点ではまだわかりませんが、一方で、私の個人的な意見としては、女子差別撤廃委員会の最終見解も考慮する必要があるので、「も」というのはある意味では幅広く解釈できるというのが私の解釈であって、多少今の説明と温度差があるかなと思った次第です。

○伊藤調査課長 済みません、補足させていただきますと確かにおっしゃるとおりで、考慮要素もいろいろありますし、それも考えるし、司法の判断も踏まえないといけないしということ全体としてあらわしていると御理解いただければと思います。失礼しました。

○鹿嶋会長 随分この件については議論してきました。「を」と「も」の違いです。

ほかには、五條委員からどうぞ。

○五條委員 先ほどの消防団員の関連のところですが、105ページの一番下に本文の記述があります。この指標については、第3次計画のときにも議論したことについて記憶しております。特に、この課題というのは、地域社会のコミュニティーだとか、自治会組織における男女間の固定的役割分担意識の問題を解消していくということと非常に関連性が高いという認識です。これは民間の地域の消防団でありますから、例えば105ページの一番下の2行目のところ、「また、好事例の周知等」というところに1つの書き方ですが、好事例の周知や自治会組織との連携等により、女性消防団員が入団、活動しやすい環境を整備するというような形で、より具体的に取組方も含めて書き込んで、この課題を改めて数値目標として上げてきたわけですので、重視する必要があるのではないかと思います。

なかなか消防団員というものがどういうものかというのも周知されていない場合もあって、消防吏員というのが成果目標の表の下で書いてあるので、ちょうどいいので消防団員も書いたほうが、そういう組織があるところの周知も一層徹底して、それで地域の消防団員の女性を増やしていく活動につなげていくことが大事ではないというように考えます。特に日常からの地域の防災問題を考える上で消防団員の女性の割合を増やすということ、特に農村部あたり行ってもそのことを強く認識するときがありますので、このあたりの書き込みを追加してもいいのではないかと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

次、工藤委員、どうぞ。

○工藤委員 少し全体的なことにかかわってずっと考えていたのですが、今回の柱である、例えば男性中心型労働慣行の見直しという中では、男性が長時間で1人で正規雇用で働いて、女性は働くにしても非正規雇用である、その点を改め、男性も女性も望めば正規雇用で働くためには長時間労働慣行を見直さねばならない、あるいは、従来女性が参画しにくかった領域にも女性が労働者として入っていくということについての指摘はありますが、この見直しの中にもう一つ大切なことは、働き方の柔軟性ということもあろうかと思うのです。例えば一旦やめた人が、あるいは非正規雇用に入っている人たちが正規雇用に戻りやすいとか、一旦介護で、あるいは育児でやめた人がもう一度戻ってきてリカレントとしてきちんと就業訓練を受けて正規雇用に入っていくとか、そういう働き方全体の柔軟性というのを確保するというのも見直しの中の一つの大きな柱ではないかなと考えています。そういう形で、そのニュアンスがどこかにいろいろに散りばめられているかどうか検討していたのですが、私が全体的に読んでみると、どうしても一貫して働き続けること、女性ももっと男性の労働市場に入っていって男性並みに働くという一方向が非常に強く感じられるような気がするのです。

例えば3分野の雇用における男女雇用参画のところ、参考資料には非正規から正規へ移動している率とか、女性に占める非正規雇用の割合といった記載があり、この基本的な考え方にはそのような柔軟性というのが書いてありますが、例えば成果目標にもそれを具体的に示す数値を入れていただくと、基本的な考えを読みながら、そういう柔軟性も一方では確保しながら、介護離職ゼロではなくて、介護離職があってもいいけれども、その人がもう一回復活できるとか、育児休業を取得する率が高まることも当然だけれども、1回離職した人がもう一度ちゃんと戻れるとか、そういう社会というのがこれから目指していく社会なのだとということが明確に感じられるような表し方を、1つ、2つ御検討いただけるといいなと思います。

以上です。

○大隈推進課長 今、先生御指摘いただきました、復職なども含めての柔軟性というのは29ページでございます。第3分野の「イ ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現」というところで、例えば一番上の小さいポツですけれども、育児休業後の円滑な職場復帰を支援するでありますとか、2つ目には、介護離職の防止に向けて、今まさに厚生労働省のほうで審議会での見直しも行われておりますし、下のほうに、テレワーク、サテライトオフィスであったり、フレックスタイムであったり、そういったことを支援していくというような柔軟な働き方、そういったことについての施策も盛り込んでいるところでございます。

成果目標も、先ほど私の説明が不十分でしたのでもう一度御説明をいたします、27ペー

ジの25歳から44歳までの女性の就業率というところで、ここはいわゆるM字カーブの底のところでございますけれども、現状70.8%、これを3次計画のときには平成32年で73%という目標にしておりましたけれども、今、申しあげましたような多様な働き方であったり、育児介護休業制度の見直しであったり、そういったさまざまな施策をさらに一層進めていくことで、目標を76%に上げM字の底が浅くなるようにという意味を込めて、女性の就業率も厚生労働省のほうでも御検討いただきまして、M字の底を上げるという目標も掲げさせていただいたところでございます。

○鹿嶋会長 それでは、木村委員、どうぞ。

○木村委員 前回、私、休んでしまったので、既に議論が出ていたら大変申しわけないのですけれども、96ページの成果目標、あるいは4ページにもあるのですけれども、大学学部段階修了生の男女割合ということですのでけれども、進学率ではなくて修了者となっているのですけれども、修了といいますとどうしても成績評価にかかわるようなことなのかなと思ってしまうので、つまり、どれだけ修了させるかということですね。進学率ということであると、入試に男女の目標みたいなものを設定するのとか、修了者の男女割合というのはどういうことを想定して、つまり、この目標に向かってどのような作業があり得るのかというのはどういうことをお考えなのか、教えていただければと思います。

○池永総務課長 ありがとうございます。

まず、進学率を高めるといえるのはあるのですけれども、進学しても結局途中で中退してしまえば、それはいけないだろうということで、やはり大学教育課程をしっかりと修了する、それを全うするという意味で修了という概念を使っております。なので、進学率と修了率で大学側がそれによって何を狙っているかというようなことはこちらとしては発想しなかったのですけれども、おっしゃるように修了率ということだと、入ってきた学生がしっかりと学業を全うするように、大学側としてはちゃんと卒業まで大学生がやめないようにそういった取組をするといったようなことは想定されます。入って終わりではなくて、しっかりと教育を全うすることを我々としては考えております。

○木村委員 済みません、加えてで申しわけないのですけれども、そうしますと、学部の途中でやめてしまうという割合が男性に比べて女性が非常に多いというような現実があるということを前提に議論されているということですか。

○池永総務課長 いいえ、数字を見ると必ずしも男女差、女性が特に中退が多いということではございませんが、ただ、いずれにしても、見るべき数字としては、教育を全うした数字のほうを見るというほうが適切かという考えでございます。

○木村委員 そうだとすると、男女の比率を縮めるというのは、大学の側としては、受け取った側としては何をやればいいのかということなのです。むしろ女性だけを優先的に修了させるとか、何かそんな変なことまで考えかねないので、どういうことを想定されているのかわからないのです。

○池永総務課長 まずは、進学して終わらない。入り口というのか、最初のところで女子

学生に対して、そこはもちろん公正な試験というものは前提となっておりますけれども、より女子学生の割合が低いようなところという学部などについては、女子学生を増やすべくいろいろPRをするとか、女子学生に対して非常にその学部のおもしろさをアピールする、さらに職業の可能性について知らせるといったような、大学側としての御尽力というものも大変期待するところでございます、そうやって入学者を増やすということと、あとその人たちがそれで全うしていくという両面をやっていただければ、大学のほうでお願いできるとすれば、そういうことをやっていただければということだと思います。

○武川局長 進学に関する数値目標を立てる選択肢についてももちろん検討したのですが、女性の場合、例えば進学の際には短大に行って、その後、大学の学部に編入する人というのも結構おられます。4大卒になるということは、女性のエンパワーメントにとっては非常に大きなものでもあります。また、一旦社会に出てから、やはり大学に行こうと言って行く人、これも女性が結構いますので、そういう面から見て、修了者ということで男女割合を見ていくということのほうが、女性の高等教育の修了という面では、適切な数字ではないかということで、こちらの目標にしたちいうことでございます。

○鹿嶋会長 木村委員、どうぞ。

○木村委員 御趣旨はわかりましたけれども、そのことが本文からも読みにくいかなという気がしましたので、質問させていただきました。ありがとうございます。

○鹿嶋会長 木村委員、それでよろしいですか。

次は、柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 最後の先ほどの消防士のことなのですが、消防団員というのは無給の地域の方々で、そして吏員というのは職業としてのものなのですが、女性消防団というのも結構現実的にはありまして、そして、最近も私の地元では消防吏員も消防団員も女性を増やしています。実際に日常的なところでは消防団員の女性参画を進めるということは非常に暮らしの安心・安全からは重要ですので、当面5%というのはどうも引きぎみだなと思ひまして、もう少し呼びかければ出てきてくれるのではないかと考えております。

消防吏員となると若い訓練が必要な職種になってきますので、どんどんというようにはなかなかいきませんが、団員のほうは増やせると思ひますので、お願いいたします。

○鹿嶋会長 岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 まず、本体のほうですが、96ページの一番下の成果目標です。何人の方かおっしゃいましたけれども、目指すというように言葉が入っているのは、やはり削除してほしいと思ひます。かつての政府の文書、閣議決定などでこういう表現を使っているのかもしれないけれども、成果目標、全体が目指すということは当然のことで、それにもかかわらずこういうように目指すというのが残りますと、ここだけ腰が引けていると見えるのです。それはとても残念なことだと思いますので、後から決定した閣議決定のほうかもし実質的に何かが違うのであれば、もう一回閣議決定し直してそれを修正すればいいと思ひますし、実質的には違わない表現だけの問題だということであれば、表現はぜひ合わせて

いただきたいというのが96ページです。

目標はなるべく具体的でわかりやすくなければPDCAサイクルを回せないと思うのです。評価ができないということなので、目指すという言葉は全体から落としていただきたいというのが1点目です。

次が似たような意見なのですが、104ページ、これもどなたかおっしゃいましたけれども、1つは、ここが38年度になっているというのは、非常に残念なのですが、そこを横に置いておくとして、ここで当面とか、10%目標としつつというのは、目標はぜひやめていただいて、38年度は10%と書いていただいて、当面とか早期にというのをぜひ書きたいという関係の省庁は、その年度を示すということだと思うのです。当面とか早期にというのは中間目標だと思うのです。だから、それは1年目なのか、3年目なのかというのがわかるように、それを書き記すのであれば当面とか早期にということを書いていただいてもいいかと思いますが、そうでなければ、もう必要ないかなと思います。

前に戻りまして4ページですけれども、既に申し上げましたこととかぶさるのですけれども、3ページから4ページ、5ページにかけて書いておられる、この目標が最も重視をして、これから政策推進をする目標だと思います。そういう観点からいきましても、4ページ目のⅡのハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職目標、前年度以上という目標はぜひ再検討をお願いしたいと思いますし、Ⅲのところの待機児童数のところも解消を目指す。本当はゼロとしていただきたいところなのですが、解消でいいと思うのです。そういうように目指すというのはなくしていただきたいということがございます。

最後に、参考資料のほうなのですけれども、10ページの第12分野で国際機関等というのがありまして、専門職以上の日本人職員に占める女性の比率、60.4%、これを掲げるこの意味だと思うのです。全体を通じて40%という目標も幾つかの項目で出てきていますから、それは非常にうれしいなど。30%目標ではなくて40%という目標の項目が出てきていることはいいと思うのですが、60%という国内でなかなか女性の活躍の機会がなかったということもあり、国際機関で活躍している女性が多いという、これはもうそのとおりで、そのことはそれでいいと思うのですが、ここで目標を「参考指標」として掲げているこの意味というのか、60%をまたさらに上げるとか、下がると困るとか、そういうことではないように思うのです。

ということで、ポジティブアクション、ここの「参考指標」というのは目標をつくるということではないと思いますけれども、ウォッチをしていく必要がある項目なのかどうかということを考えたときに、ここはもう必要ないと思います。むしろほかの分野で女性をもっと活躍できるようにという、その「参考指標」が必要だと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、このぐらいにしましょう。

基本計画の概要、資料3を説明してもらいます。

○伊藤調査課長 資料3に基づきまして御説明いたします。カラー刷りの1枚紙、両面で

見づらいかもかもしれませんが、恐縮でございます。

こちらは基本的な考え方ときの資料と基本的にはほぼ対応している形になっておりますので、ごく簡単に御説明いたしますと、目指すべき社会については同じくそのまま掲げています。社会経済情勢の認識というのが基本的な考え方ときにありましたけれども、こちらはコンパクトに本文に溶け込ませた形になっておりますので、ここでは特に記載がございません。

4次計画で強調している視点。総論的な部分を除いて分野にかかわるもの、例えば男性中心とか女性参画拡大、困難、防災、暴力、国際、地域の推進体制、これらはそれぞれ若干の表現の修正はありますけれども、本文に合わせて書いているというものでございます。

政策領域目標について、今、御議論いただきましたが、それを踏まえて、ピックアップして書いています。

後ろに参りまして、こちらの方も「基本的な考え方」の構成とほぼ同じでございますので、全体としては分野がどれだけあって、それぞれ活躍、安全・安心、基盤の整備、推進体制という政策領域に分けて体系化しているということをあらわしているものでございます。

簡単ですが、以上です。

○鹿嶋会長 御意見、質問のある方はおられますか。もしなければ先に進みます。

一応今回の議論は、これまでです。皆さんからたくさん御意見をいただきました。私の想像以上にいろいろな意見が出たかなと思っております。これらの意見につきましては、今回は最後の計画策定専門調査会ですので、会長である私のほうに御一任いただいて、私のほうで責任を持って事務局と調整いたします。それでよろしいですか

(「はい」と声あり)

○鹿嶋会長 ありがとうございます。では、私のほうで責任を持って対応したいと思えます。

今後の予定について、事務局から連絡があります。

○伊藤調査課長 御審議ありがとうございました。

本日の御意見につきましては、今、会長からお話がありましたように、事務局の方としては、会長と相談をさせていただきながら、政府内でも調整を行っていきたいとは思っております。その上で、男女共同参画会議を開催いたしまして、計画(案)について政府の側から会議にお示しをいたしまして、諮問、答申、これは同日になるとは思いますけれども、そちらの経路を経た上で、年内の閣議決定を目指していきたいと考えております。

詳細等決まりましたところで改めて御連絡をさせていただきたいと思えます。

○鹿嶋会長 最後の議題ですけれども、資料4です。

男女共同参画計画策定専門調査会の第12回の議事録の案に移りますが、本案、議事録を確定させることについて御異議はございませんでしょうか。

(「はい」と声あり)

○鹿嶋会長 よろしいですか。ありがとうございます。

なお、きょうの調査会の議事録につきましては、今回は最後の開催になりますので、後ほど皆様のほうにメールで送らせていただきます。そこで御確認いただいて、そしてセットするという形にしたいと思いますが、それでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、議事録は今のよう形で決定させていただきます。

本日の議事は以上です。これで計画策定専門調査会を終わりにいたします。どうもありがとうございました。そして、長い間、本当にありがとうございました。